

第53回全国林業後継者大会埼玉県実行委員会 事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、第53回全国林業後継者大会埼玉県実行委員会会則第10条第5項の規定に基づき、第53回全国林業後継者大会埼玉県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 事務局は、第53回全国林業後継者大会埼玉県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営等に関する次の事務を処理する。

- (1) 事業の実施に関する事務
- (2) 予算の執行及び経理に関する事務
- (3) その他実行委員会の運営等に関し、必要な事項に関する事務

第2章 組織

(組織)

第3条 事務局の組織は、埼玉県農林部森づくり課及び川越農林振興センターの職員をもって構成する。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置き、別表1の者をもって充てる。

- (1) 事務局長
 - (2) 事務局職員
- 2 実行委員会会長（以下「会長」という。）は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、他に職員を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受けて事務を掌理するとともに、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局職員は、事務局長の命を受けて事務に従事する。

第3章 事務の決裁

(専決)

第6条 事務局長、事務局次長及び事務局主幹は、それぞれ別表2に掲げる事項を専決することができる。

2 前項の規定により専決できる事項であっても、その内容が重要なものであるときは、会長の決裁を受けなければならない。

3 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を遅滞なく会長に報告しなければならない。

4 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長がその職務を代決することができる。ただし、特に重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することはできない。なお、代決した事項については、速やかに事務局長に報告しなければならない。

第4章 文書

(記号及び番号)

第7条 文書には、「林継埼」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこれを省略することができる。

(発信者名)

第8条 文書の発信者名は、原則会長名を用いるものとする。ただし、軽易な文書については、事務局長名を用いることができる。

(編さん及び保存)

第9条 施行を完了した文書は編さんし、事務局長が指示する期間保存しなければならない。

(準用)

第10条 前3条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、埼玉県文書事務に関する規程等に準ずる。

第5章 公印

(会印の名称等)

第11条 事務局で使用する公印は、別表3のとおりとする。

2 前項に定める公印の保管は、事務局長が行う。

(準用)

第12条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、埼玉県の例による。

第6章 服務及び旅費

(服務)

第13条 事務局長及び事務局職員の服務については、埼玉県職員の例による。

(旅費)

第14条 事務局長及び事務局職員の旅費及びその支給方法は、埼玉県職員の例による。

(費用弁償)

第15条 事務局長及び事務局職員以外の者が実行委員会の業務のために旅行したときは、費用弁償として旅費等を支給する。

2 前項の旅費等については、埼玉県の例による。

第7章 予算及び決算

(事業計画及び収支予算)

第16条 事務局長は、会長の命を受け、毎年度の事業計画及び収支予算の原案を作成し、会長に提出しなければならない。これを補正する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第17条 事務局長は、会計年度終了後、速やかに事業報告及び収支決算を作成し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

第8章 補則

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年12月21日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

事務局長		埼玉県農林部森づくり課 課長
事務局職員	事務局次長	埼玉県農林部森づくり課 副課長
	事務局主幹	埼玉県農林部森づくり課 木材利用推進・林業支援担当 主幹
	事務局員	埼玉県農林部森づくり課 木材利用推進・林業支援担当 職員
埼玉県川越農林振興センター 林業部 林業支援担当 職員		

別表 2 (第 6 条関係)

事務局長の専決事項	
1	総会の開催及び運営に関すること
2	事業計画に基づく各種事業の実施に関すること
3	事務局規程の改廃に関すること
4	委員等の出張依頼に関すること
5	事務局長の旅行命令及び復命に関すること
6	事務局職員の旅行命令及び復命に関すること (県内旅行及び宿泊を要しない県外旅行を除く)
7	通知、報告、照会及び回答に関すること (定例・軽易なものを除く)
8	負担金等の収入及び収納に関すること
9	入札等の執行に関すること
10	支出負担行為及び支出命令に関すること (10万円未満の消耗品費、役務費、使用料及び賃借料を除く)
10	予算の流用に関すること
11	刊行物の発行及び広報に関すること
12	前各号に掲げるもののほか、これに類すると認められる事項に関すること
事務局次長の専決事項	
1	事務局次長の旅行命令及び復命に関すること (県内旅行及び宿泊を要しない県外旅行に限る)
2	支出負担行為及び支出命令に関すること (10万円未満の消耗品費、役務費、使用料及び賃借料に限る)
事務局主幹の専決事項	
1	事務局主幹及び事務局員の旅行命令及び復命に関すること (県内旅行及び宿泊を要しない県外旅行に限る)
2	通知、報告、照会及び回答に関すること (定例・軽易なものに限る)

別表 3 (第 11 条関係)

公印の種類	形式	寸法	書体
第 53 回全国林業後継者大会 埼玉県実行委員会会長之印	正方形	21 ミリメートル	古印体